

JPCA NEWS

Vol.

13

2017年8月

公益社団法人日本写真家協会(JPS)
公益社団法人日本広告写真家協会(APA)
一般社団法人日本写真文化協会(文協)
日本肖像写真家協会(日肖像)
一般社団法人日本写真作家協会(JPA)
全日本写真連盟(全日写連)
一般社団法人日本スポーツプレス協会(AJPS)
日本自然科学写真協会(SSP)
日本風景写真協会(JNP)
公益社団法人日本写真協会(PSJ)

正会員団体 ■ 10団体

CONTENTS

P1 最新ニュース
「不正使用パトロール最新事情」

P4 スペシャルレポート
動画と静止画の著作権(2)
「取材現場から見た動画と静止画」

P6 寄稿
「舞妓写真判決」
JPCA監事 酒井憲太郎



「Old fashioned portrait」
写真:伏見行介 HJPI320200000739

一般社団法人
日本写真著作権協会
www.jpca.gr.jp



黒船来航？ 不正使用パトロール最新事情

旅先で撮影した絶景の写真。せっかく撮影したのだからとブログにアップしたら、何者かに盗用されて旅行ガイドのサイトに使われていた…

今や珍しい事件ではなくなりつつあるネット上での著作物の盗用。アマチュアの方々の中には「光栄なこと」と喜ぶ向きもあるようだが、自身の作品にこだわりを持つ、また業務として写真を撮影する者にとっては由々しき事態である。こういった盗用は明らかな犯罪行為であり、刑事民事両方の法的責任を問われるべき行為だが、そもそも被害者（この場合撮影した写真家）が被害を受けたことに気づくことは非常に稀だと言えるし、盗用する側にも「簡単にはバレない」と言う思いがあることも事実だろう。

しかし、テクノロジーの進歩はそんな不埒を許さなくなっている。そこで今回は写真の不正使用を発見する技術やサービスについての最新事情をご紹介します。

被害なくして犯罪なし？

交通違反などの一部例外を除き、被害や被害者がいない限り犯罪は成立しない。しかし被害者がそれに気づいていないのではそもそも犯罪になり得ない。著作権侵害の場合、現行法では被害の届けがないと捜査も始まらない。多くの場合は偶然誰かが発見して、初めて被害を知るケースだろう。では、ネットの大海原で小瓶を見つけるように能動的に自分の作品の盗用を見つけることは可能なのだろうか？

Google画像検索

今やもっとも身近で、馴染みのある読者も多いのではないだろうか。Google Chromeなどのブラウザには「画像検索」という機能を持ったものがある。語句の検索と同様に手元にある自分の写真と一致または類似する画像を簡単にインターネット上で検索できる機能である。

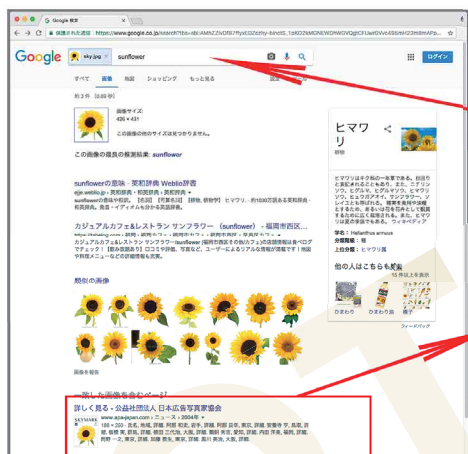
Googleが運用するYouTubeでは、既に著作権を侵害する動画を自動的にブロックするために様々な方法がとられており、類似または同一の画像を検知する技術もその経験によって日々改良されている。編集部でも既に発表された写真をもとに複数回テ

ストを行ったところ、その全てで（許諾済みの）写真を発見し、掲載されているサイトも特定できた。これだけの機能が無償で、しかも検索対象の一部が一致するだけでも発見することができる優れモノだが、数千点の写真を手作業で探すのは現実的ではないのが弱点と言えるだろう。しかし、何らかの方法で不正使用の情報が得られた場合に、その被害を特定するには非常に有効なツールである。

ストックフォトの現場では

では、数千万から億単位もの写真を管理するストックフォトの世界ではどう対処しているのだろうか？ 写真家から作品を預かり、有償で写真を貸し出す業界にとって不正使用は見逃す事のできない重大な犯罪である。

株式会社アフロの木下美和子氏によれば「パトロール業務」は長年に亘って続けられており、現在でも最先端の検索技術を擁する複数の協力会社に依頼して日々ネット上をパトロール。不正使用を発見した場合には、使用料の請求や削除を求める専門の部署があるとのことである。また、株式会社アマナイメジズの八野和喜子氏も不正使用を常時監視しており、時には外部や写真家自身からの通報によっても不正使用を発見することがあると語る。



この画像をドラッグすると...



完全に一致する画像を表示する

既に動画や音楽の場合には主に企業権利者を対象とする同種のサービスは存在している。音楽や映画など動く金額が大きいコンテンツであればその中から得られる収益も期待できるが、写真の個人向けのサービスとして確立することができののか?当然に国内企業

これらのシステム構築や運用のためのコストは小さいとは言いが、不正使用はストックフォト市場の根幹を脅かすものであり、写真家との信頼関係を最も重視する業界にとっては欠かす事のできないものであり、パトロールは今後も粛々と継続されるだろう。

黒船来航となるのか? 個人向け画像検索サービス

以上見てきた通り、ある程度の量の写真を効率的に検索することはコストの点から個人には難しいと考えられてきたが、今年に入ってドイツから個人向けの画像パトロールサービスを提供する企業が参入してきた。COPYTRACK社である。このサービスの大きな特徴は不正使用が見つかるまでは権利者に金銭的な負担がかからないことにある。

そんなことが可能なのか?基本的なビジネスモデルはこうだ。権利を持つ写真家が写真を登録し、同社のシステムで一括してパトロールを無償で実施する。その結果、万が一不正使用が発見された場合には同社が有償で差し止めや使用料支払いの交渉を代行すると言うものだ。

実際に法的交渉を委託するために一時的とはいえ著作権を譲渡することを求められたり、結果として得られた金銭の50%を手数料として請求されるなど最終的には手間やコストを負担する必要がある点を容認できるのであれば、選択肢の一つにはなるだろう。

の参入も予想される中、今後の流れに注目したい。

著作者／権利者は何を求めているのか?

ここまで紹介してきた通り、写真の盗用を発見する手段は日々多様化／高度化している。それらの技術やサービスはどこへ向かうのだろうか?

これは著作者及び権利者が何を求めているかという問いに帰結することになるだろう。業として写真に携わる写真家やストックフォト業界は不法行為による損害を最小化するのが目的だろう。これは論をまたない。かたや作家活動を通じて社会にコミットしようとする写真家は自分の作品の尊厳や名誉を守ることにこそ目的を持つのが自然と言える。

それに反して無法地帯とも言えるネット環境の中ではあらゆる著作物が蹂躪の憂き目に遭っている。これを食い止める手段、あえて言うなら「効果的な抑止力」こそが多くの(異なるゴールを求める)著作者／権利者が求めているものと言えるだろう。

実力行使(または少なくともその可能性)を伴わない抑止力は存在しない。しかし現下の法体系では訴訟を起こして勝訴を勝ち取っても、結局訴訟費用と賠償金額の不均衡で経済的な負担を追うのは権利者であることが多い。これが不正使用の「逃げ得」を許す原因となっている。

民間の努力を無駄にしないためにも「効果的な」法整備が必要になる。

動画と静止画の著作権(2)

取材現場から見た動画と静止画

以前から動画、静止画の撮影が同じ会場で行われ、それぞれに撮影許可が必要など、何かと制約が多いスポーツ取材。一方、デジタルカメラには動画機能が標準的に搭載される時代になり、1台のカメラで動画も静止画も撮れるようになった。この変化のもとでスポーツ取材の現場ではどのようなことが起きているのか。銀塩写真時代から長くスポーツ取材を続けてきた日本スポーツプレス協会副会長の小林洋さんに話を聞いた。

ふだん、どのような競技を撮影し、どのような媒体に発表されているのですか？

小林 ▶ メインになっているのが高校サッカー。1年の活動を追いかけて、年に1回年鑑を出しています。協会側のオフィシャルな仕事が多いです。水泳やソフトボールも取材しています。

ご自身の著作権に関してはどういう取り扱いをされていますか？

小林 ▶ 著作権に関しては、私が著作者ですが、契約上、広報関係やクライアントへの報告書に使うために一次使用权というのが依頼者にあります。一方、二次使用权というのは私が持っているわけです。私の場合は直接広報だとか事務局を通して仕事をしているので、目的さえはっきりしていれば許可取りは比較的難しくはないです。二次使用で多いのは「選手が直接自分のサイトに使いたい」などです。

競技によって、規制が緩いところから厳しいところまでありますね。

小林 ▶ イベントとして成り立つ以外の大会に関していうと、主催者側は運営することだけに精いっぱい、考える余裕がないのが現実ですよ。これがオリンピックやワールドカップになってくると最初に条件として「スチルですか？何ですか？」と明記されていて、動線（移動できる範囲）も変わってくる。スチルカメラマンの場合、取材用のゼッケンというのは申請すればもらえるというものではなくて、申請された人間が試合前1時間くらい前に抽選で選ばれたりすることが多いです。違反するようだと即刻取り上げられますね。

銀塩写真からデジタル写真に移行して何が変わりましたか？

小林 ▶ デジタルに変わったことでどういうふうに変化が起きてしまったかを認識している人たちがほとんどいなかった。特殊な契約をしていて、試合の最中からどんどん送りまくってよいという会社もあるわけでしょう？これだけウェブでガンガン写真が出回るということは想定していなかったもので、主催者側はいろいろ考えてあせりだったのでなはいかと思います。我々の認識や技術の進歩よりも主催者側の方がどんどん進んでいるので、我々がそれに追いつけないまま現状に至っているということがいえます。

IOC（国際オリンピック委員会）が昔、入場行進の時に選手がカメラを持って入るのは見苦しいということで禁止したことがありますけど、最近では逆にIOC自体が「本人が載せるのであれば、どんどん出してよい」ことになってしまった。行進しながらスマートフォンをバンバン使っているのをよく見ると思います。逆に、メディアが選手に機材を預けて撮らせるというのはできなくなったのです。規制する範囲を変えていくことが起きているのが現状です。

通常のスチルカメラに動画機能が搭載されるようになってきました。どういう受け止めをされていますか？

小林 ▶ 取材申請の段階でスチル（静止画）なのか動画なのか完全に分けられていて、指定される撮影場所が違ってきます。もし動画という判断をされるとフィールドに下りられなくなる可能性がある。そうすると全くダメですよ。世界大会など場合によっては、スマホ（スマートフォン）を出していても注意されることがあります。スマホって静止画か動画かどっちかわからないじゃないですか。

以前から分解写真というのが我々の仕事の中にあります。以前は、アイモ(※注)というのがあって、分解写真を撮影するためのムービーカメラを使っていました。現在はスチルカメラの高速化が進み1秒あたり12コマ14コマくらいまで撮れてしまうので、アイモの必要性がなくなっている。昔私もアイモでずいぶん撮っていました。20何カットで一つの写真を形成するのを、1カットずつ計算してギャラをくれていたうれしい時代があるのです。そのうち向こうも「これやっているといえらいいことになる」って気がついて、1カットずつ撮っているのがたまたま連続しているだけですということなのか、連続写真とは起点から終わりまでで一つの写真なのかは、誰もけんかした人がいないんですよ。昔からやっていることは変わっていません。たまたま動画と静止画という便利な機能を使い分ける時代になったのかなと思います。

撮影の発注者、クライアントからスチルだけでなく動画も、と依頼されることはあるのでしょうか。「映画の著作物」とみなされると、著作権上の扱いが変わりますが。

小林 ▶ 動画を目的としてスチルのポジションから撮ってくれという依頼があるとは、私は聞いたことはないですね。分解写真で撮ることはあるかもしれませんが、我々も動画の著作権が分かっていますから、動画として納品することはないと思います。ただ、頼む側のクライアントは著作権にものすごくルーズですよ。「これこれで写真使いたいのですが」と電話がかかってきて「分かりました、ちょっと時間を下さい」といって用意しようすると、「いえ大丈夫ですよ、僕のコンピューターに入っています」という。乗り込んで行って消させたことがあるんですけど、そのレベルですよ。

動画回しっぱなしから抜き出すこととシャッターチャンスをとらえることは違うわけですね？

小林 ▶ 写真は、カメラにどこにピントを合わせさせているのかという、自分の意思がとても大切です。残念なこ



写真：小林 洋 HJPI320900078016

とに若い人は初めからオートフォーカス、オート露出。手でピントを合わせたことがないのです。俺たちがコントロールしている、オーナーだよという意識がないと、写真は絶対だめなんです。

動画も全く同じだと思います。スポーツ写真に関していうと、そういう自分自身のアイデンティティーを持つことが非常に大切です。動画にしても静止画にしても、申請書で区切られているのではなくて、表現の方法としてむしろ広がっていると考えて、選んでいく、味方にしていく、武器にしていく方がよいのではないかと思います。

ただ、パラリンピックの音だけを聞いてやる競技や、ゴルフ、テニスなどでは、音が出ないカメラを持っていないと武器にならない。動画のセッティングかミラーレス無音設定で撮影していくというのは大切なことです。10年くらい前かな、無音のカメラをメーカーにお願いした時、盗撮の問題で面倒くさいと言われたことがあったけど、そういう時代じゃない。動画撮れますとかそういう話でなくて別次元で、とても大切なことなんじゃないかなと思うんですよ。

これからインターネットが発達して、主催者側が積極的に動画を表に出そうとしているので、また条件が変わると思いますね。こちら10人いれば10人全員違うところを狙っているし、違うところを表現しようとしているんだという視点をしっかりしないといけないのではないかと思います。

(注)米ベル&ハウエル社が製作した35ミリフィルムの映画用カメラ。スチル撮影用に改造され、スポーツの分解写真撮影のため1970年代後半までさかんに使用された。

プロフィール



小林 洋 (KOBAYASHI Yow)

1950年2月7日生まれ、ロバート・キャパに影響され東京写真大学(現東京工芸大学)短期大学部に入学。フォトジャーナリズム研究室を経て講談社写真部と助手として契約、その後写真部とフリー契約し出版に関する全般的な仕事の他スポーツの写真を仕事として撮り始める。当初よりテーマは人間、写真にジャンルはなく「私はいちカメラマン」と信じ活動。1976年AJPS創立と共に加入し現在に至る。一般社団法人日本スポーツプレス協会副会長。

写真：田井宏和 HJPI320800000584

「舞妓写真判決」

JPCA監事 酒井 憲太郎

著作権にまつわるトラブルは後を絶たない。

しかしその決着が法廷に持ち込まれることは意外に少ないと言える。

今回は日本写真家協会の酒井憲太郎氏より、昨年夏に大阪地裁で行われた
裁判の結果についての寄稿をいただいたのでご紹介したい。

「舞妓」「写真」「絵画」「著作権」の4つをお題に話を一つ。登場人物は三人で主役に女性日本画家A、相手役に男性日本画家B、もう一人、第三の日本画家C。

そもそもは、舞妓の写真を撮った所から始まる。1998年(平成10年)頃から月1回程度、京都市祇園の茶屋一室貸し切り、「絵画」作成のため、舞妓の「写真」撮影会をCらが主催していた。そこへ、Aが2009年(平成21年)1月から参加した。裁判で問題となった「写真」は3枚だ。2011年(平成23年)1月7日(写生会1)、同2月11日(写生会2)、5月10日(写生会3)に開催された写生会で撮影された。Cは、不参加だった写生会の舞妓の「写真」をAから受け取った。眼病を患ったCは絵画制作を止めることにして、保存していた写真をBに2012-2013年(平成24-25年)頃提供した。Bは提供を受けた舞妓の「写真」に依拠して「絵画」4点を制作し、展示、販売した。ここで、主役Aが「著作権を侵害された」と訴え出た。

法廷で最初問題になったのは、舞妓の「写真」の著作者は誰かだった。

Bは、著作権は主催者の日本画家Cにあると主張したが、退けられた。撮影者Aに著作権があると決まった。撮影したから、などの理由ではない。厳密に、撮影者に著作権があると述べている。つまり、『写真が著作物として認められ得るのは、被写体の選択、シャッターチャンス、シャッタースピードの設定、アングル、ライティング、構図・トリミング、レンズの選択等により、写真の中に撮影者の思想又は感情が表現されているからであり、従って写真は、原則として、その撮影者が著作者であり、著作者となるというべきことになる』。ただ、撮影現場、創作現場にいるものと

しては、これで良いのかとの思いもある。カメラの絞りの選択、露出補正の選択、ISO感度の設定、ピントの場所決定なども一枚の写真が出来上がる前に、当然気をつけなければならない項目だが、判例の考慮対象になっていないのは残念だ。

撮影者に著作権があると、認めた後は、舞妓の「写真」の「著作物性」について検討している。

つまり、作品としてのレベルを明らかにしている。『舞のポーズをとった舞妓を、やや斜め左前の位置で、舞妓をごく僅かに見上げる高さから撮影。踊るポーズの舞妓の表情及び全身を捉える撮影位置、撮影アングル、構図を選択したのは撮影者の女性日本画家であり、このことにより撮影者である女性日本画家の思想又は感情が創作的に表現されているといえるから、これによりその著作物性が肯定され得る』として、著作物性を認めた。『撮影位置、撮影アングル、構図の選択』から著作物性が認められた。前述の要件の全部を要件にすることは要求していない。

次に被告Bの主張について見てみよう。

『同じ舞妓のポーズを皆が撮影する限り、写真に創作性が生じない』とBは主張する。これに対して『ポーズをとった舞妓をいかなる撮影方向、アングル、構図で捉えるかなどの点で写真には撮影者の個性が現れ得るから、個々人の撮影した写真それぞれが著作物足り得ることは明らかであって、これに反する主張は正しくない』と裁判所は断じた。又、『写真の著作物性は撮影方法における撮影者の創作性由来するものであって、被写体そのものの創作性由来するものではない』としてBの主張を退けた。

著作権が撮影者にあるとしてから、著作権侵害に

ついて掘り下げた。著作権の内、翻案権が問題になった。

翻案権とは、著作物を編曲、変形、脚色、映画化する権利で、写真を見て絵画を描くことも含まれる。被告Bは原告Aの舞妓写真に依拠して絵画を描いていることは認めている。その上で、『写真と絵画を対比すると、全体的構成が構図と同一であり、正面の全く同じ位置、高さから見える姿を同じ構図で描いて、本質的特徴を維持して、背景を淡い単色とし、さらに全体的に平面的で淡い印象の日本画として描かれ、創作的な表現が新たに加えられたもので、写真を翻案したといえる』と断じた。従って、『男性日本画家の絵画の制作行為は翻案権を侵害する行為である』と決めた。同じように他の写真も翻案権侵害を認めた。

次に人格権について、種々の侵害を認めた。

展示権も著作者人格権の一つで、著作物を公に展示する権利だ。『男性日本画家の絵画は女性日本画家が撮影した写真の二次著作物にあたるから、女性日本画家の展示権を侵害する行為』と断じ、更に同一性保持権侵害についても侵害を認めた。同一性保持権とは、著作物の題号や内容を他人が勝手に改変することを禁止する権利だ。『男性日本画

家の絵画は女性日本画家撮影の写真との相違点があるから、男性日本画家は、女性日本画家の写真の表現を改変したというべき。女性日本画家は男性日本画家に絵画制作を許諾していないので、改変は女性日本画家の意に反するものというべき』とした。

最後に公表権の侵害を認めた。

公表権とは、著作物の公表可否を決定する権利だ。『翻案して制作された男性日本画家の絵画は女性日本画家の二次的著作物にあたる。男性日本画家は展覧会に出展し、公表した』『女性日本画家の公表権を侵害する行為である』とした。

終わりに、損害の決着は金銭となった。

- (1) 被告Bの絵画はいずれも17万円の販売価格であった。原告Aの撮影した写真の絵画の題材としての価値は少なくとも1枚当たり5万円相当。
- (2) 人格権侵害による精神的慰謝料は20万円。
- (3) 裁判費用の94%を被告の負担とする。

参考資料

平成28年7月19日判決 大阪地方裁判所第21民事部 平成26年(ワ)第10559号 著作権侵害差止等請求事件。判例タイムズ No. 1431。2017年2月号

権利と侵害の流れ



JCIIフォトサロン 写真展のご案内

宮澤孝一作品展

「にっぽんの市内電車—昭和20～40年代—」

期 間：2017年9月5日(火)～10月1日(日)

開館時間：10:00～17:00

入 場 料：無料

休 館 日：毎週月曜日(祝・祭日の場合は開館)

展示点数：94点(全作品モノクロ)

展示内容：木造車が走る仙台、空が広い日本橋、花電車が行く京都など、札幌、函館、秋田、仙台、東京、横浜、川崎、名古屋、京都、大阪、神戸、呉、熊本、鹿児島市の市内電車(市電)を写した94点(すべてモノクロ)。

所 在 地：東京都千代田区一番町25番地 JCIIビル階 JCIIフォトサロン
(地下鉄半蔵門線・半蔵門駅下車、4番出口から徒歩1分)



ご存知ですか？

“オーファン・ワークス”



銀座三越屋上より 1963年9月14日撮影

写真：諸河 久 HJPI320100001591
諸河久フォト・オフィス (JPS 会員)

撮影者がわからない、権利者を見つけることが出来ない、このような作品を「オーファン・ワークス孤児著作物(孤児作品)」と呼びます。デジタル技術によって簡単に作品がやり取りされる現代、孤児著作物対策は世界共通の課題となっています。そして、欧米に代表される美術館・図書館であってもコレクションされている作品や資料の半数近くが、“オーファン・ワークス”だと言われるほど「孤児著作物」に溢れているのです。

オーファン・ワークス

写真作品に於ける「孤児著作物」は、誰も利用することが出来ず、撮影者の権利も主張されないまま埋もれていってしまいます。あなたが撮影した写真をそんな状況に置かないために、写真を発表する際には**必ず撮影者として氏名を表示**しましょう。雑誌などの媒体に掲載する場合にも、積極的に表示をお願いしましょう。これは、著作権を守る重要なポイントでもあります。